

原 安 第 2 7 5 号

平成30年7月10日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
玄海原発反対からつ事務所
原発を考える鳥栖の会
今を生きる会
原発知っちょる会
風ふくおかの会
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会
たんぼぼとりで
東区から玄海原発の廃炉を考える会
福岡で福島を考える会
あしたの命を考える会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義



要請事項及び質問事項に対する回答について

2018年5月10日付けで提出のあった要請事項及び質問事項について、
別紙のとおり回答します。

2018年5月10日付け要請書への回答について

要請事項1

知事が言う「やむを得ず再稼働」ということに、私たちは理解などしていません。玄海原発3・4号機の再稼働同意を撤回すること

(答)

- 私自身は、原発に頼らない、再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほど素晴らしいことはないと思っています。
- しかしながら、再生可能エネルギーについては、現状において、安定供給面、コスト面などで様々な課題があります。
- また、火力発電についても、環境への負荷や燃料の多くを海外からの輸入に依存していかなければならないという問題があります。
- 私は県民の安全が何よりも大切であることから、玄海原発3、4号機の再稼働に関する判断をする際には、これに真摯に向き合い、愚直に真っすぐに、また、プロセスを大事に丁寧に取り組んでまいりました。
- このプロセスの中で、熟慮に熟慮を重ねて、「今回の再稼働については、原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ現状においてはやむを得ない」との結論に至りましたが、現時点においても私の考えに変わりはありません。
- 今後も原子力発電所立地県の知事として、県民の安全を何よりも大切に、玄海原子力発電所と真摯に向き合い続けてまいります。あわせて、原子力発電に依存しない再生可能エネルギーを中心とした社会を目指すための取組み、しっかりと推進してまいります。

要請事項 2

3・4号機の事故の原因、経過、対策、影響などについて、県として立ち入り調査もした上で、県民に対して説明すること

(答)

(玄海3号機脱気器空気抜き管からの蒸気漏れについて)

- 平成30年3月30日に発生した玄海3号機脱気器空気抜き管からの蒸気漏れについては、県と玄海町及び九州電力で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書(以下、安全協定という。)」の第6条(異常時における連絡)の対象ではありませんでしたが、九州電力から連絡受け、情報連絡等の対応を行いました。
- その後、県では、4月13日に専門家の先生方から、本件に関する御意見を聴取し、九州電力ではこの専門家の御意見も踏まえて、4月17日に、原因究明及び再発防止策等をまとめた報告書を県に提出されたところです。九州電力の報告書については、県ホームページに掲載しています。

(玄海4号機1次冷却材ポンプの不具合について)

- 平成30年5月3日に発生した玄海4号機1次冷却材ポンプの不具合については、安全協定第6条の対象ではありませんでしたが、九州電力から連絡を受け、県ホームページに連絡内容を掲載しました。
- その後、5月15日に安全協定第5条に基づき、九州電力から、今回の事象の調査結果及び今後の対策についての報告書が提出されました。九州電力の報告書については、県ホームページに掲載しています。

要請事項 3

事故・トラブル時の通報連絡体制について、愛媛県の対応に倣って「正常状態以外のすべての事態」の報告を九電に対して義務づけるようにすること
現行の通報連絡体制や「情報連絡室」の設置基準も明らかにすること

(答)

- 県と玄海町及び九州電力で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書(以下、安全協定という。)」においては、事故やトラブル等の「異常時」に該当しないものの、通常と異なる事象については、発電所の保守運営情報の一つとして連絡を受けることとしています。

- また、その連絡については、平成30年3月30日に発生した3号機の脱気器空気抜き管からの蒸気漏れの際に、「空振り覚悟でも速やかに連絡を」するよう九州電力に申し入れており、速やかな情報提供があったと考えております。

- なお、県は、県民の生命、身体、財産等に被害を及ぼす、又は及ぼす恐れのある事態等が発生した場合、その情報を覚知後、必要に応じて「情報連絡室」を設置し、関係課が連携して情報の収集や初動対応等を行うこととしています。

要請事項 4

県民に対する情報伝達の遅れは県民の判断の自由を奪うことになる。どんな小さな事故・トラブルでも事実をただちに知らせ、避難する/しないの判断を住民に委ねること

(答)

- 4月25日付の文書でも回答したところですが、いち早く住民の皆さまに情報をお知らせする必要がある場合には、報道機関への報道要請、県ホームページや公式 SNS、防災ネットあんあんなどでの広報、市町の防災無線、広報車などあらゆる手段を使い、即効性のある情報伝達を行ってまいります。

要請事項5

県として原発に慎重な立場の専門家の意見も聴取し、それを踏まえた対策を九電に求めること

(答)

(玄海3号機脱気器空気抜き管からの蒸気漏れについて)

○ 県では、原子力発電に関して技術的に適切な助言を頂ける専門家の方々に原子力安全専門部会の委員になっていただいております。玄海3号機脱気器空気抜き管からの蒸気漏れについても、4月13日に事象を踏まえた御意見・御助言を頂いたところです。

○ また、本件に関して御意見を述べたいという申出のあった後藤政志氏からは、4月20日に御意見をお伺いしました。

(玄海4号機1次冷却材ポンプの不具合について)

○ 玄海4号機の1次冷却材ポンプの不具合については、

- ・ 「穴あき」や「漏れ」といったトラブルではないこと
- ・ 再稼働前の機器調整中の対応であること
- ・ 1次冷却材ポンプを常時監視する中で、きちんと不具合を捉えて対応したものであること

でした。

○ また、法令に基づく国への報告対象ではない事象ではあったものの、情報連絡に関する県からの要請を踏まえ、速やかな連絡も行われました。

○ こうしたことから、専門家会議といったものは開催していません。

質問事項1

後藤政志氏からは元原子炉設計者という立場からの貴重な意見を聴けることが分かっていたにもかかわらず、県は当初から「専門部会委員の意見とは別扱い」「再稼働の判断には含まない」などと発言していた。さらに20日に聴く前の17日には発電再開を容認した。なぜこのような失礼な扱いをし、話を聴く前に容認したのか。

(答)

- 県では、原子力発電に関して技術的に適切な助言を頂ける専門家の方々に原子力安全専門部会の委員になっていただいております。玄海3号機脱気器空気抜き管からの蒸気漏れについても、4月13日に事象を踏まえた御意見・御助言をいただいたところです。

- また、原子力発電に関する様々な方の御意見についても、これまで「聞かない」ということで拒否したことはなく、4月6日に貴団体から「4月20日に後藤政志氏と佐賀県知事との面談の設定してほしい」との要請があった後藤政志氏からも、指定された日に御意見を伺いました。

質問事項 2

後藤氏の意見について、九電に伝えるなり、ホームページに載せて広く県民に知らせるなり、県としてどのように扱ったのか。

(答)

- 4月20日に後藤政志氏から頂いた御意見については、これまで色々な方から頂いた様々な御意見と同様、知事をはじめ関係者において情報の共有を行ったところです。なお、その内容について、HPに掲載する等はしていません。

質問事項 3

他の慎重な立場の専門家の意見聴取については、具体的に何をどう検討し、実施したのか。

(答)

- 原子力発電に関する様々な方の御意見については、これまで「聞かない」ということで拒否したことはなく、今後も、意見を述べたいとの具体的な申出があった場合は、随時、お伺いすることとしています。

- 玄海3号機の件について意見を述べたいという申出のあった後藤政志氏については、4月20日に御意見をお伺いし、知事をはじめ関係者において情報の共有を行ったところです。